

## 三田市民生委員児童委員協議会公式インスタグラム運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、民生委員・児童委員（以下「委員」という。）への理解を深め、興味・関心を持ってもらうことを目的に、委員活動の紹介や委員活動のやりがい・魅力などを発信するための広報手段である三田市民生委員児童委員協議会（以下「当協議会」という。）が開設するInstagramアカウント（以下「公式インスタグラム」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (運営)

第2条 公式インスタグラムの管理、設定等の総合的な管理運営は、当協議会が行うものとする。  
2 投稿にかかる作業は原則として、当協議会広報部代表者及び事務局書記（以下「投稿管理者」という。）が行うものとする。

### (運用管理者)

第3条 公式インスタグラムの適切かつ円滑な運用を図るため、公式インスタグラム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。  
2 運用管理者は、当協議会会長及び事務局長をもって充てる。  
3 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。  
(1) 公式インスタグラムで発信する情報の内容に関すること。  
(2) その他公式インスタグラムの運用に関すること。  
4 運用管理者は、当協議会正副会長会において公式インスタグラムの運用状況を確認し、必要に応じて改善策を講じるものとする。  
5 運用管理者及び投稿管理者は、第三者に公式インスタグラムに登録したメールアドレス、パスワードを開示してはならない。

### (発信内容)

第4条 公式インスタグラムにおいて、次の各号に掲げる情報を発信する。  
(1) 三田市の委員が取り組んでいる活動の様子  
(2) 三田市の委員に関する情報  
(3) その他委員に対する理解を深めるために資する内容

### (運用方法)

第5条 公式インスタグラムの運用方法は、次の各号に定めるところによる。  
(1) アカウントは次のとおりとする。  
minjisanda2025  
(2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することがないように十分に留意する。  
(3) 情報発信の内容については、誤解を招かないよう十分に留意する。  
(4) 情報発信のみを行いコメントに対する返信は原則行わない。ただし、当協議会が有益と判断

した場合は、この限りではない。

- (5) 必要に応じて他のアカウントのフォローを行う。
- (6) 投稿時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、イベント開催時など、特に必要と認められる場合はこの限りではない。
- (7) 個人情報の発信については、本人の同意を得るものとする。
- (8) 写真や動画の発信については、被写体の許可を得るものとする。
- (9) なりすましや虚偽のアカウントからの情報発信に注意し、誤った情報の発信や拡散を防止する。

#### (禁止事項)

第6条 公式Instagramにおいては、次に掲げる情報についての投稿及びコメントを行ってはならない。また、利用者からのコメントにおいて、次に掲げる情報が含まれていた場合、事前の通知をすることなく投稿又はコメントの削除や利用制限を行うものとする。

- (1) 法令等に違反する情報又は違反するおそれがある情報
- (2) 特定の個人、企業等を誹謗中傷し、不敬な表現を含む情報
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する情報
- (4) 著作権や商標権、肖像権などの知的財産権を侵害するおそれがある情報
- (5) 広告、宣伝、勧誘の営業活動、その他営利を目的とする情報
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる情報
- (7) 公序良俗に反する情報
- (8) 虚偽や事実と異なる情報及び単なる噂や噂を助長させる情報
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する情報
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な情報
- (11) Instagram利用規約に反する情報
- (12) その他、運用管理者が不適切と判断する情報

#### (免責事項)

第7条 次に掲げる事項について、当協議会はいかなる責任も負わないものとする。

- (1) 利用者が公式Instagram上に掲載されている情報を用いて行う一切の行為
- (2) 公式Instagramに関連して生じた利用者間のトラブル又は損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公式Instagramに関連して生じる損害

#### (個人情報保護)

第8条 公式Instagramでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当協議会規約等に基づき適切に取り扱う。

#### (知的財産権)

第9条 公式Instagramにおいて掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、当協議会に帰属する。ただし、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合は、この限りでない。

(公式インスタグラムの廃止又は停止)

第10条 当協議会は公式インスタグラムの運用を継続することが困難となった場合、公式インスタグラムの運用を速やかに停止、又は廃止するものとする。

2 当協議会は公式インスタグラムの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに公式インスタグラムの運用を停止するものとする。

3 公式インスタグラムの廃止または停止を行う場合は、事前にその旨を利用者に周知するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、関係法令等を遵守し、運用管理者が協議して定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。